

軽易な自動車車庫の取扱いについて

平成 14 年 3 月 8 日
最終改正 令和 4 年 3 月 11 日
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

(取扱い)

一の自動車車庫の用途に供する部分の床面積が 30 m²（車いす使用者用駐車施設の場合 50 m²）以下で、ガソリン等の貯蔵がなく、平成 5 年建設省告示第 1427 号で規定する構造を満たすもの及び主要構造部が不燃材料で造られたものについては、建築基準法第 2 条第六号イの「その他これらに類するもの」として取り扱う。

ただし、自動車車庫の用途に供する部分の相互間においては、同法第 2 条第六号に規定する延焼のおそれのある部分を生じない距離を確保すること。

なお、車いす使用者用駐車施設の場合は、その駐車施設及びその駐車施設から建物内部に至るまでの通路が鳥取県福祉のまちづくり条例の基準を満たすこと。

(考え方)

自動車収納のための車庫については、建設省の通達（昭和 36 年 1 月 14 日付住発第 2 号）で、床面積 30 m² 以下で、ガソリンの貯蔵等が無く、側面が開放されたものについては自動車車庫として取り扱わないとされており、それ自体が火災の危険が少ないと判断されると考えられる。

このことから、一の自動車車庫の床面積が 30 m² 以下でガソリンの貯蔵がなく高い開放性を有し、不燃材料で造られた自動車車庫は、火災の危険が少ないと判断できるため、建築基準法第 2 条第六号イの「その他これらに類するもの」と取り扱って差し支えないものと考えられる。

また、同一敷地内に 2 以上の自動車車庫の用途に供する部分がある場合は、それぞれが相互に火災の影響が及ばない離隔を確保することで火災の危険性の増加を阻止することを担保する。

なお、30 m² が自動車 2 台分を想定していると考えられるため、車いす使用者用駐車施設設置の促進から、車いす使用者用駐車施設の場合も 2 台分を想定し、床面積は原則 50 m² 以下とし、車いす使用者の利用を担保するため、駐車施設及びその駐車施設から建物内部に至るまでの通路が鳥取県福祉のまちづくり条例の基準を満たすものとする。

参考

◎建設省の通達（昭和 36 年 1 月 14 日付住発第 2 号）

次の各号に該当する建築物又は建築物の部分は、自動車の収納の用に供するものであっても、自動車車庫として取り扱わない。

- 一 側面が開放的であること。
- 二 燃料の貯蔵（自動車のガソリン内のタンク内におけるものを除く。）又は給油の用に供しないこと。
- 三 同一敷地内における床面積の合計が 30 平方メートル以内であること。

◎平成 5 年建設省告示第 1427 号

建築基準法施行令第 136 条の 9 第 1 号の規定に基づき、高い開放性を有する構造の建築物又は建築物の部分を次のように定める。

- 一 壁を有しない建築物
- 二 次に掲げる基準に適合する建築物又は建築物の部分
 - イ 建築物又は建築物の部分の常時開放されている開口部の面積の合計が、その建築物又は建築物の部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するものがある場合においては、その端。以下同じ。）で囲まれた部分の水平投影面積の 6 分の 1 以上であること。
 - ロ 高さが 2.1 メートル（天井面又ははりの下端が床面から 2.1 メートル未満の高さにある場合は、その高さ）以上の常時解放された開口分の幅の総和が外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの 4 分の 1 以上であること。
 - ハ 建築物又は建築物の部分の各部分から外壁の避難上有効な開口部に至る距離が 20 メートル以内であること。